

# 「指定自動車教習所職員講習の業務委託」を受けようとする法人に対する埼玉県公安委員会の認定審査について

令和8年度の「指定自動車教習所職員講習の業務委託」に係る一般競争入札において、入札希望者は、入札前に予め所定の審査を受け、本委託業務を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有するという埼玉県公安委員会の認定を受ける必要がありますので、次のとおりお知らせします。

なお、この審査を受けられるのは、法人格を有するものであれば、その種類を問わず、一般社団法人又は一般財団法人、特殊法人、非営利法人（N P O 法人）、市町村等の地方公共団体なども含まれます。

## 1 概要

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の2第1項第9号の規定による指定自動車教習所職員講習については、法第108条の2第3項及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）第38条の3の規定により、道路における交通の安全に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他の者で、講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると埼玉県公安委員会が認める法人に業務委託しています。

## 2 業務委託の内容

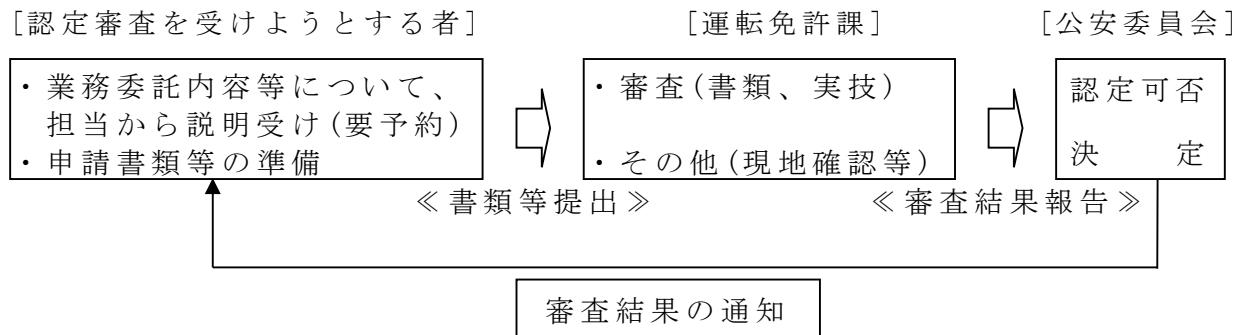
指定自動車教習所職員（副管理者、技能検定員及び教習指導員）講習の業務委託内容は次のとおりとする。

- (1) 講習の通知に関する事務
- (2) 講習の受付に関する事務
- (3) 講習の実施
- (4) 講習終了証明書の作成・交付に関する事務

## 3 公安委員会の認定基準及び認定審査手続き

- (1) 認定基準  
別添1のとおり
- (2) 認定審査手続き  
別添2のとおり

○ 認定審査の流れ



## 別添 1

### 指定自動車教習所職員講習業務委託に係る埼玉県公安委員会が認める法人の認定基準

指定自動車教習所職員講習業務の委託に関し、規則第38条の3の規定に基づく埼玉県公安委員会が認める法人の認定基準（以下「認定基準」という。）について次のとおり定める。

指定自動車教習所職員講習業務（以下「講習業務」という。）の委託を受ける法人は、次に掲げる全ての要件に適合していること。

1 法人の役員等（取締役等の役員又はこれらに準ずる者及び法人の支店若しくは常時契約を締結する事務所代表者も含む。）は、次に掲げるいずれにも該当しない者であること。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 拘禁刑以上の刑若しくは飲酒運転や無免許運転等別途指定する悪質な法令違反により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法律」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用していると認められる者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (7) 法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
- (8) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

- (9) アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- (10) 心身の障害により、職務を正常に行うことができない者

## 2 組織

- (1) 埼玉県内に主たる事務所又は営業所を有する法人であること。
- (2) 暴力団又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められる法人ではないこと。
- (3) 政治活動並びに特定の公職者及び政党を推薦し、支持し、又は反対することを主たる目的としていない法人であること。
- (4) 個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止等、個人情報の安全管理に関する内部規程が定められている法人であること。
- (5) 講習業務に従事する講師に、急な欠員や欠勤が生じた場合、その補填が速やかにできる等、講習業務を適正かつ継続的に実施することが可能な法人であること。
- (6) 講習業務に従事する者を適正に管理する能力を有する者として、道路の交通に関する業務における管理的又は監督的地位に3年以上の経験を有する者又は自動車教習所の管理について必要な知識及び経験を有する者がおり、かつ、同人を総括責任者として選任することができる法人であること。  
なお、ここでいう総括責任者とは、前記1の(1)から(10)までのいずれにも該当しない者であること。
- (7) 講習業務（含む講習の通知事務、委託する業務全て）の実施にあたり、所要の職員を配置できる法人であること。講習の実施では、座学講師として、指定自動車教習所職員に関する専門的な知識等を教授できる能力を有する者等、実習講師として、法第99条の2第4項に規定する技能検定員の資格又は法第99条の3第4項に規定する教習指導員の資格を有し、実務経験が豊富で、指導力に優れた者等を配置できること。  
なお、ここでいう座学講師及び実習講師は、前記1の(1)から(10)までのいずれにも該当しない者であること。

## 3 設備等

- (1) 講習設備  
道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「施行令」という。）第35条第2項に規定する設備、又は同等以上の設備を準備できること。
- (2) 講習教材

規則第38条第9項第2号の表中、第三欄に規定する教材を準備できること。

#### 4 経理的基礎

- (1) 現に法人税、地方税、消費税及び地方消費税並びに社会保険料を滞納していない法人であること。
- (2) 1年以上の営業実績を有している法人であること。

## 別添 2

### 指定自動車教習所職員講習業務委託に係る埼玉県公安委員会が 認める法人の認定審査手続き

指定自動車教習所職員講習業務の受託を希望し、認定審査申請をする法人に対し、予め講習業務の担当職員が業務内容及び審査方法等について説明（対面による方法）を行います。

その説明を聞いて、十分理解された上で、認定審査申請書等、所定書類を提出してください。

なお、この説明を受けないと認定審査申請が出来ないというものではありません。

説明を受けるか否かは、認定審査申請をされる法人の任意です。

#### 1 業務委託内容等の説明

業務委託内容等の説明は、予約により行います。

##### (1) 予約方法等

予約は、電話により受け付けます。

###### ア 予約受付期間

令和8年1月15日（木）から令和8年1月30日（金）までの間

###### イ 予約受付時間等

月曜日から金曜日までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間

###### ウ 予約先

埼玉県警察本部交通部運転免許本部運転免許課教習所係

電話 048-543-2001（内線242）

音声ガイダンスの最後の、「担当におつなぎしますのでしばらくお待ち下さい。」に進み、上記内線番号を伝えてください。

##### (2) 説明実施日

令和8年1月16日（金）から令和8年2月2日（月）までの間において別途指定した日時を予定

#### 2 認定審査申請書等の提出

埼玉県公安委員会の認定審査を受けようとする法人は、認定審査申請書（別記様式第1号）に、以下に掲げる書類を添え、後記してある提出期限までに提出し

てください。

なお、提出された書類の返却は一切できませんので、予め御承知ください。

- (1) 定款若しくは寄付行為又はこれらに準ずるもの
- (2) 登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）又はこれに準ずるもの
- (3) 個人情報の漏えい、滅失又は毀損防止等、個人情報の安全管理に関する内部規程
- (4) 役員等名簿（別記様式第2号）
- (5) 役員等全員に係る次に掲げる書類
  - ア 「役員等」の本籍地を管轄する市町村等が発行する身分証明書
  - イ 医師の診断書（別記様式第3号）
  - ウ 誓約書（認定基準の1の(1)から(10)までに該当しない旨のもの。別添記載例参照）
  - エ 運転記録証明書（自動車安全運転センターが発行するもの。）
  - オ 住民票の写し（個人番号の記載のないもので、登記事項証明書に役員として記載のある者を除く。）
- (6) 総括責任者として従事させようとする者に係る次に掲げる書類
  - ア 履歴書
  - イ 道路の交通に関する業務における管理的又は監督的地位に3年以上の経験を有する者又は自動車教習所の管理について必要な知識及び経験を有する者を証明する書類
  - ウ 誓約書（認定基準の1の(1)から(10)までに該当しない旨のもの。別添記載例参照）
- (7) 講習業務に従事させようとする者に係る次に掲げる書類
  - ア 従事者名簿（別記様式第4号）
  - イ 履歴書
  - ウ 講師については、認定基準の2(7)に定める要件を満たすことを証明する書類
  - エ 誓約書（認定基準の1の(1)から(10)までに該当しない旨のもの。別添記載例参照）
- (8) 講習に使用する教室及びコースが施行令第35条第2項に規定する設備、又は同等以上の設備であること及びその所有権又は使用権等を明らかにした書類

(9) 講習に使用する車両に係る次に掲げる書類

ア 自動車検査証の写し

イ 自動車の諸元表等（教習仕様車で助手席に補助ブレーキが装備されていることを証明する書類。なお、前記アの用途欄が「特種」、かつ、車体の形状欄が「教習車」と記載されている場合は不要）

ウ 自動車任意保険証の写し

(10) 講習に使用する教材が、規則第38条第9項第2号の表中、第三欄に規定する教材であることを明らかにした書類

(11) 現に法人税、地方税、消費税及び地方消費税並びに社会保険料を納付していることを証明する書類の写し

(12) 前年度の財務諸表又は決算書（貸借対照表、損益計算書及び余剰金処分計算書）の写し

(13) 前記書類のほか、別途指定する書類

### 3 提出書類の内容に変更が生じた場合の措置

認定審査申請書等の提出時から指定自動車教習所職員講習業務委託の契約締結までの間において、役員の変更等で前記2に掲記した提出書類の内容に変更が生じた場合は、直ちに運転免許課教習所係に連絡してください。

変更内容により、別途指定する書類を提出していただくことがあります。

### 4 書類の提出期限等

#### (1) 提出期限

令和8年2月12日（木）午後5時まで

#### (2) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）

※ 持参による受付時間は、月曜日から金曜日までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間。（ただし、令和8年2月11日（水）を除く。）

#### (3) 提出先

〒365-8501

鴻巣市鴻巣405番地4

埼玉県警察本部交通部運転免許本部運転免許課教習所係

電話 048-543-2001（内線242）

### 5 実技の審査

講習業務に従事する講師が、講習に必要な知識及び技能を有しているか否か

を確認するため、実技の審査を行う場合があります。

#### 6 認定審査結果の通知

認定審査結果は、別途郵送する「認定審査結果通知書」により通知します。

#### 7 認定された場合の有効期限

別途行われる「令和8年度、指定自動車教習所職員講習の業務委託」に伴う入札等に限り、有効なものとします。

別記様式第1号

※	受理年月日	年 月 日
※	受 理 番 号	

認定審査申請書

指定自動車教習所職員講習業務委託に係る埼玉県公安委員会が認める法人の認定審査について申請します。

年 月 日

埼玉県公安委員会 殿

(事務所の所在地)

(名 称)

(代表者の氏名)

ふりがな	
法人の名称	
ふりがな	
代表者氏名	
主たる事務所の所在地	〒 電話
法人の種類	1 株式会社 2 有限会社 3 一般財団法人 4 一般社団法人 (公益財団法人) (公益社団法人) 5 その他 ( )

## 役員等名簿

(ふりがな) 法人名称				
所在 地				
番号	役職名	(ふりがな) 氏 名	生年月日	住 所
1			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	

## 注意事項

- 1 番号1の欄には代表者について記載すること。
- 2 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載のうえ添付すること。
- 3 法人名称、氏名にはふりがなを記載すること。

## 診 断 書

住 所

氏 名

生年月日

年 月 日 生

上記の者は、

- 1 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者に該当しない旨
- 2 精神機能の障害により、委託業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないことが明らかである旨

を診断します。

年 月 日

病院所在地

病 院 名

医 師

## 従事者名簿

(ふりがな) 法人名称				
所在 地				
番号	(ふりがな) 氏 名	生年月日	住 所	講師区分
1		年月日		
		年月日		

## 注意事項

- 1 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載のうえ添付すること。
- 2 法人名称、氏名にはふりがなを記載すること。
- 3 講師については、講師区分欄に、座学、検定実習、教習実習の別を記載すること。

## 誓 約 書

私は、次のいずれにも該当しないことを誓約します。

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 拘禁刑以上の刑若しくは飲酒運転や無免許運転等悪質な法令違反により、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法律」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者
- 4 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用していると認められる者
- 5 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- 6 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- 7 法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
- 8 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- 9 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 10 心身の障害により、職務を正常に行うことができない者

埼玉県公安委員会 殿

年 月 日

住 所

氏 名